

公害等調整委員会行政文書管理規則の一部改正

公害等調整委員会行政文書管理規則（改正案）	公害等調整委員会行政文書管理規則（現行）	備考
第 3 章 作成 第 10 条（略） （文書の作成等） 第 11 条 <u>別表</u>に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。 2 前条の文書主義の原則に基づき、委員会内部の打合せや委員会外部の者との折衝等を含め、<u>別表</u>に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。 3～4 （略） 第 12 条 （略） 第 4 章 整理 第 13 条 （略） （分類・名称） 第 14 条 行政文書ファイル等は、委員会の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（<u>別表</u>に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。 （保存期間） 第 15 条 文書管理者は、<u>別表</u>を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。 2～12 （略）	第 3 章 作成 第 10 条（同左） （文書の作成等） 第 11 条 <u>別表第 1</u>に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。 2 前条の文書主義の原則に基づき、委員会内部の打合せや委員会外部の者との折衝等を含め、<u>別表第 1</u>に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。 3～4 （同左） 第 12 条 （同左） 第 4 章 整理 第 13 条 （同左） （分類・名称） 第 14 条 行政文書ファイル等は、委員会の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（<u>別表第 1</u>に掲げられた業務については、同表を参酌して分類）し、分かりやすい名称を付さなければならない。 （保存期間） 第 15 条 文書管理者は、<u>別表第 1</u>を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。 2～12 （同左）	

第 16 条～第 20 条 （略） 第 7 章 保存期間の延長、移管、廃棄 （保存期間が満了したときの措置） 第 21 条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、<u>別表</u>に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第 5 条第 5 項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。 2 ～ 3 （略） 第 22 条～第 23 条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。 2 この規則による改正後の公害等調整委員会行政文書管理規則別表の 7. (1)のただし書の規定は、文書管理システム（EASY）が改修された当該日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から施行することとする。	第 16 条～第 20 条 （同左） 第 7 章 保存期間の延長、移管、廃棄 （保存期間が満了したときの措置） 第 21 条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、<u>別表第 2</u>に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第 5 条第 5 項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。 2 ～ 3 （同左） 第 22 条～第 23 条 （同左）	
--	--	--

公害等調整委員会行政文書管理規則（改正案）	備考
別表 行政文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準 1. 行政文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表 基準表は、公害等調整委員会が保有すると考えられる行政文書について、事項（業務類型）ごとに整理し、それぞれ保存期間、保存期間満了時の措置等を示すものである。 保存期間については、施行令を基に当該事項（業務類型）において通常必要と想定される期間等を考慮し、保存期間満了時の措置については、以下のいずれかに該当する情報が含まれる文書を国立公文書館等に移管すべきもの（歴史公文書等）と設定した。 【 I 】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報	

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報

なお、基準表に定めるほか、移管すべきと想定されるものについては、表下の３.から６.までで示している。

番号	事項 (業務類型)	業務の区分 (業務プロセス)	施行令別表 の該当項	保存期間	保存期間 満了時の 措置	具体例 (例にかかわらず、合理的な跡付け又は検証に必要十分な文 書の作成・保存が必要)
A 法令の制定又は改廃及びその経緯						
A001t	法律の制定又は改廃	(1)立案の検討	一の項イ	20 年	移管	・立案の基礎となる基本方針、基本計画、条約その他の国際約 束、大臣等の指示 ・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・ 報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒ アリング 等
		(2)案の審査	一の項ロ			法制局提出資料、審査の記録 等
		(3)他の行政機関 への協議	一の項ハ			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意 見に対する回答 等
		(4)閣議	一の項ニ			要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文、閣議請議書 等
		(5)国会審議	一の項ヘ			議員への説明、趣旨説明、想定問答、答弁資料、国会審議録、 内閣意見案 等
		(6)官報公示その 他の公布	一の項ト			官報 等
		(7)解釈又は運用 の基準の設定	一の項チ			逐条解説、ガイドライン、訓令、通達又は告示、運用の手引 等
A005t	政令の制定又は改廃	(1)立案の検討	一の項イ	20 年	移管	・立案の基礎となる基本方針、基本計画、条約その他の国際約 束、大臣等の指示

						・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等	
		(2)案の審査	一の項ロ			法制局提出資料、審査の記録 等	
		(3)意見公募手続	一の項ハ			意見公募に付した政令案等一式、意見公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由 等	
		(4)他の行政機関への協議	一の項ハ			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答 等	
		(5)閣議	一の項ニ			要綱、政令案、理由、新旧対照条文、閣議請議書 等	
		(6)官報公示その他の公布	一の項ト			官報 等	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	一の項チ			逐条解説、ガイドライン、訓令、通達又は告示、運用の手引 等	
A006t	省令その他の規則の制定又は改廃	(1)立案の検討	一の項イ	20 年	移管	・立案の基礎となる基本方針、基本計画、条約その他の国際約束、大臣等の指示 ・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等	
		(2)意見公募手続	一の項ハ			意見公募に付した省令案等一式、意見公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由 等	
		(3)決裁	一の項ホ			省令案等、理由、新旧対照条文、参照条文 等	
		(4)官報公示	一の項ト			官報 等	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	一の項チ			逐条解説、ガイドライン、訓令、通達又は告示、運用の手引 等	

B 閣議、関係行政機関の長で構成される会議、省議（これらに準ずるものを含む。）又は委員会議の決定又は了解及びその経緯						
B001t	予算	(1)閣議	三の項イ	20 年	移管	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算案、予算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）、概算要求基準等、閣議請議書 等
		(2)国会提出	三の項ハ			財政法第 27 条及び第 28 条に基づく国会への提出資料、予算参考資料のほか、内閣として国会に提出するもの 等
B002t	決算	(1)閣議	三の項イ	20 年	移管	決算書（一般会計・特別会計・政府関係機関）、調書、予備費使用書、閣議請議書 等
		(2)会計検査	三の項ロ			財政法第 39 条に基づく会計検査院への提出資料（歳入歳出決算、歳入決算明細書、歳出決算報告書、継続費決算報告書、国の債務に関する計算書） 等
		(3)国会提出	三の項ハ			財政法第 40 条に基づく国会への提出資料（会計検査院の検査を経た歳入歳出決算、会計検査院の検査報告、歳入決算明細書、歳出決算報告書及び継続費決算報告書、国の債務に関する計算書） 等
B003t	質問主意書に対する 答弁書等	(1)案の作成過程	四の項イ	20 年	移管	法制局提出資料、審査の記録、参考資料、延期請議に関する文書 等
		(2)閣議	四の項ロ			質問書、答弁書案、閣議請議書 等
		(3)答弁書	四の項ハ			答弁書 等
B004t	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件（上記の項（A006tを除く。）に掲げるもの及びE005tを除く。）	(1)立案の検討	五の項イ	20 年	移管	・立案の基礎となる大臣等の指示 ・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング ・任意の意見公募手続 等
		(2)他の行政機関への協議	五の項ロ			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答 等

		(3)閣議	五の項ハ			基本方針案、基本計画案、白書案、閣議に報告された審議会等の答申、月例経済報告など配布案件、閣議請議書 等
B005t	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解	(1)立案の検討	六の項イ	10 年	移管	・立案の基礎となる総理指示、会議の開催根拠 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)他の行政機関への協議	六の項イ			各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答 等
		(3)会議提出	六の項ロ			会議における配付資料、議事の記録 等
		(4)決定又は了解	六の項ハ			決定・了解文書 等
B006t	省議（これに準ずるものを含む。）及び委員会議の決定又は了解	(1)立案の検討	七の項イ	10 年	移管	・立案の基礎となる大臣等の指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)会議提出	七の項ロ			会議における配付資料、議事の記録 等
		(3)決定又は了解	七の項ハ			決定・了解文書 等
C 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
C001t	複数の行政機関による申合せ	(1)立案の検討	八の項イ	10 年	移管	B005t に準ずる
		(2)他の行政機関への協議	八の項イ			
		(3)会議提出	八の項ロ			
		(4)申合せ	八の項ハ			
C002t	他の行政機関、地方公共団体又は事業者に対して示す基準（法令又は条約等の解釈及び運用の基準を除く。）の設定	(1)立案の検討	九の項イ	10 年	移管	・立案の基礎となる大臣等の指示 ・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等

		(2)決裁等	九の項口			基準案 等
		(3)通知	九の項ハ			通知 等
D 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
D001t	行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間	(1)立案の検討	十の項	10 年	移管	・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)意見公募手続	十の項			意見公募に付した審査基準案・処分基準案・行政指導指針案等一式、意見公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由 等
		(3)決裁	十の項			審査基準案・処分基準案・行政指導指針案、標準処理期間案 等
D002d	行政手続法第2条第3号の許認可等（以下この項において「許認可等」という。）	(1)決裁等	十一の項	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄	申請書及びその添付書類、審査案、許認可等を行う又は拒否する理由、許認可等の通知 等
D006d	情報公開法又は個人情報保護法に基づく情報等の開示等	(1)開示請求等	－	開示又は不開示の決定がされる日（保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求がなされた場合）	廃棄	行政文書開示請求書、保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書 等
		(2)準備	－	有個人情報の訂正請求又は利用停止請求がなされた場合		延長後の期間及び延長理由の通知、特例延長後の期間及び特例延長理由の通知等、事案の移送に関する通知、第三者の意見書 等
		(3)開示又は不開示等	－	合にあっては当該請求に対する決定がされる日）に係る特定日以後5年		開示決定、部分開示決定、不開示決定、被覆等の加工を行う前の文書、被覆等の加工がなされた開示される文書 等
D007d	行政手続法第2条第4号の不利益処分	(1)決裁等	十二の項	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄	処分の是非を決定するための調査、聴聞や弁明の機会の付与に係る文書、処分案、理由、処分通知文書 等

D010d	行政手続法第 2 条第 6 号の行政指導（以下「行政指導」という。）	(1)通知等	－	行政指導がなされる日に係る特定日以後 5 年	廃棄	行政指導の内容を記した文書、行政手続法第 35 条第 3 項の書面 等
D014t	不服申立てのうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えたもの	(1)不服申立書等	十四の項イ	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年	移管	不服申立書、審査請求書、審査請求録取書 等
		(2)審議会等	十四の項ロ			行政不服審査会を始めとする審議会等への諮問、議事の記録、配付資料、答申、意見 等
		(3)決裁等	十四の項ハ			標準審理期間、審理員の名簿、弁明書、反論書、意見書を始めとする審理手続に要した文書（証拠書類など返還を要するものはその写し） 等
		(4)裁 決 書 又 は 決 定 書	十四の項ニ			裁 決 書 ・ 決 定 書 等
D014d	不服申立て（他の項に掲げるものを除く。）	(1)不服申立書等	十四の項イ	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年	廃棄	D014t に同じ
		(2)審議会等	十四の項ロ			
		(3)決裁等	十四の項ハ			
		(4)裁 決 書 又 は 決 定 書	十四の項ニ			
D015t	国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟のうち、法令の解釈やその後の政策立案に大きな影響を与えたもの	(1)訴訟の提起	十五の項イ	訴 訟 が 終 結 す る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 10 年	移管	訴状、期日呼出状 等
		(2)主張又は立証	十五の項ロ			法務大臣に対する行政庁としての意見、答弁書、準備書面、各種申立書、口頭弁論・証人等調書、書証 等
		(3)判決又は和解	十五の項ハ			判決書、和解調書 等
D015d	国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟（D015tを除く。）	(1)訴訟の提起	十五の項イ	訴 訟 が 終 結 す る 日 に 係 る 特 定 日 以 後 10 年	廃棄	D015t に同じ
		(2)主張又は立証	十五の項ロ			
		(3)判決又は和解	十五の項ハ			
E 職員の人事に関する事項						
E001t	人事評価実施規程の	(1)立案の検討	十六の項イ	10 年	移管	規程案の検討過程に係る文書 等

	制定又は変更	(2)決裁	十六の項口			規程案 等
		(3)内閣総理大臣との協議	十六の項ハ			協議案、回答書 等
		(4)内閣総理大臣への報告	十六の項ニ			報告書 等
E002d	職員の研修	(1)立案の検討	十七の項	3 年	廃棄	研修計画の立案に係る文書 等
		(2)決裁	十七の項			研修計画案 等
		(3)実施状況	十七の項			実施者への委託に係る文書、研修資料、実績 等
E003d	職員の兼業	(1)申請と許可	十八の項	3 年	廃棄	兼業許可申請書等、審査に係る文書、承認書、許可台帳 等
E004d	退職手当	(1)支給等	十九の項	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	廃棄	退職手当算定調書、国家公務員在職票、国家公務員退職票、退職手当に関する証明書 等
E005t	閣議に付された人事案件（B004t及びF018tに掲げるものを除く。）	(1)承認等	－	20 年	移管	特命全権大使等の任免に係る文書、局長等の内閣の承認を要する人事案件に係る文書 等
E006t	国会同意人事	(1)同意の求め等	－	20 年	移管	国会への提出資料、所信聴取等に係る資料 等
F その他の事項						
F001t	基本的な指針等を定める告示の制定又は改廃（他の項に掲げるものを除く。）	(1)立案の検討	二十の項イ	10 年	移管	・審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2)意見公募手続	二十の項イ			意見公募に付した告示案等一式、意見公募要領、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由 等
		(3)決裁	二十の項口			告示案、新旧対照表 等

		(4)官報公示	二十の項ハ			官報 等	
F001d	告示の制定又は改廃 (他の項に掲げるものを除く。)	(1)立案の検討	二十の項イ	10 年	廃棄	F001t に同じ	
		(2)意見公募手続	二十の項イ				
		(3)決裁	二十の項ロ				
		(4)官報公示	二十の項ハ				
F002t	重要な訓令及び通達の制定又は改廃(他の項に掲げるものを除く。)	(1)立案の検討	二十の項イ	10 年	移管	・ 審議会等の開催経緯、諮問、議事の記録、配付資料、答申・報告等 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等	
		(2)決裁	二十の項ロ			行政文書管理規則、室等を設置する訓令案、定員規則等機構・定員に関するもの、業務継続計画 等	
F002d	訓令及び通達の制定又は改廃(他の項に掲げるものを除く。)	(1)立案の検討	二十の項イ	10 年	廃棄	F002t に準ずる	
		(2)決裁	二十の項ロ			訓令案・通達案 等	
F003t	予算の作成に関する重要な経緯(B001t及びF003dに掲げるものを除く。)	(1)財政法第 17 条第 2 項の見積に関する書類(いわゆる概算要求書)の作製	二十一の項イ	10 年	移管	概算要求の方針、大臣等の指示、省内調整、財務大臣へ提出した概算要求書 等	
		(2)財政法第 20 条第 2 項の予定経費要求書等(いわゆる予算書)の作製等	二十一の項ロ			予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書、国庫債務負担行為要求書、予決令第 12 条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書 等	

		(3)上記に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書	二十一の項ハ			執行状況調査 等	
F003d	予算の作成（B001t及びF003tに掲げるものを除く。）	(1)予算の作成	一	10 年	廃棄	各部局における概算要求書案、概算要求・予算案の説明資料等	
F004t	予算の執行に関する重要な経緯	(1)予算の執行等	二十一の項ニ	10 年	移管	行政事業レビュー、財政法第 35 条の予備費に関する調書、省庁別財務書類 等	
F004d	予算の執行（F004tに掲げるものを除く。）	(1)予算の執行等	二十一の項ニ	10 年	廃棄	予算の配賦通知、財政法第 34 条第 1 項の支払いの計画に関する書類、同法第 34 条の 2 第 1 項の支出負担行為の実施計画に関する書類、予決令第 17 条の移用又は流用に関する書類、同令第 18 条第 1 項の国庫債務負担行為の調書 等	
F005t	決算に関する重要な経緯（B002t及びF005dに掲げるものを除く。）	(1)財政法第 37 条第 1 項の歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製	二十二の項イ	5 年	移管	歳入及び歳出の決算報告書、国の債務に関する計算書、継続費決算報告書 等	
F005d	決算（B002t及びF005tに掲げるものを除く。）	(1)会計検査	二十二の項ロ及びハ	5 年	廃棄	会計検査院法第 24 条の計算書、証拠書類及び会計検査院の指定する他の書類、同法第 26 条の帳簿、書類その他の資料若しくは報告、同法第 34 条及び第 36 条の意見表示又は処置要求等	
		(2)決算の提出等	二十二の項ニ			予決令第 21 条の歳入徴収額計算書、同令第 22 条の支出計算書、同令第 24 条の繰越計算書、同令第 130 条の歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿、同令 131 条の徴収簿、同令 132 条の支出	

						決定簿、同令 133 条の支出簿、同令 134 条の支出負担行為差引簿、同令 134 条の 2 の支出負担行為認証官の帳簿 等
		(3) 国会における決算審査	二十二の項 ホ			警告決議に対する措置、措置要求決議に対する措置、指摘事項に対する措置 等
F007t	機構及び定員の要求等に関する重要な経緯	(1) 機構・定員要求等	二十三の項	10 年	移管	立案の基礎となる大臣等の指示、省内調整、機構要求書、定員要求書及び級別定数等改定申請書、定員合理化計画 等
F007d	機構及び定員の要求等（F007tに掲げるものを除く。）	(1) 機構・定員要求等	ー	10 年	廃棄	各部局における機構要求書案、定員要求書案及び級別定数等改定申請書案、欠員報告 等
F011t	政策評価の実施に関する重要な経緯	(1) 立案の検討	二十六の項 イ	10 年	移管	・審議会等の開催経緯、議事の記録、配付資料、報告・提言等 ・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング 等
		(2) 制定又は変更	二十六の項 イ			政策評価法第 6 条第 1 項の基本計画案、同条第 4 項の総務大臣への通知、同法第 7 条第 1 項の実施計画案、同条第 3 項の総務大臣への通知 等
		(3) 評価書等の作成	二十六の項 ロ			政策評価法第 10 条第 1 項の評価書、ロジックモデル 等
		(4) 政策評価結果の反映等	二十六の項 ハ			政策評価法第 11 条の政策への反映状況に係る総務大臣への通知 等
F011d	政策評価等（F011tに掲げるものを除く。）	(1) 評価書等の作成	ー	10 年	廃棄	各部局における評価書案、政策評価法第 15 条第 1 項の資料の提出の要求や行政評価・監視への各部局における対応等 等
F012d	国有財産に関する台帳、物品の管理簿等	(1) 台帳、管理簿等	ー	常用	廃棄	国有財産法第 32 条第 1 項の台帳及びその付属図面、物品管理簿、物品供用簿 等
F013d	国有財産及び物品の管理等（F012dに掲げるものを除く。）	(1) 取得、管理、処分	ー	5 年	廃棄	国有財産法第 33 条第 1 項の増減及び現在額報告書、同法第 35 条第 1 項の国有財産見込現在額報告書、同法第 36 条第 1 項の国有財産無償貸付状況報告書、物品請求書 等

F017t	金額及び内容に鑑みて歴史的な重要性を有すると考えられる契約に関する経緯（他の項に掲げるものを除く。）	(1)契約	—	契約終了の日に係る特定日以後5年	移管	仕様書、契約書、入札結果、納品書、協議及び調整の経緯、報告書 等
F017d	契約に関する経緯（他の項に掲げるものを除く。）	(1)契約	—	契約終了の日に係る特定日以後5年	廃棄	F017tに同じ
F018t	栄典又は大臣による表彰に関する重要な経緯（B004t及びE005tに掲げるものを除く。）	(1)創設・改廃	二十八の項	10年	移管	栄典制度等の見直しに係る文書、大臣による表彰制度の創設又は見直しに係る文書、選考基準 等
		(2)選考	二十八の項			選考案、受章者等名簿 等
		(3)実施等	二十八の項			伝達、授与、国外の著名な表彰の授与に関する文書 等
F018d	栄典又は表彰（F018tに掲げるものを除く。）	(1)選考、実施	—	10年	廃棄	各部局における選考案、各種局長賞等に関する文書、表彰を実施した関係団体からの報告 等
F019d	後援・協賛等の名義使用	(1)審査等	—	3年	廃棄	使用申請、審査のための文書 等
		(2)承認等	—			承認決裁、事業報告 等
F020t	国会における審議等のうち重要な経緯（他の項に掲げるものを除く。）	(1)国会審議	二十九の項	10年	移管	大臣の演説に関するもの、会期ごとに作成される想定問答 等
F020d	国会における審議等（F020tに掲げるものを除く。）	(1)国会審議	二十九の項	10年	廃棄	議員への説明、趣旨説明、想定問答、質問要旨、答弁資料、国会審議録、資料要求及び提出資料 等

F021t	請願、陳情又は要望等のうち重要なもの	(1)受領・回答等	—	5 年	移管	請願のうち国会の採択を経て内閣に送付されたもの、陳情又は要望等のうち制度の改廃に結びついたものなど、重要なもの及びそれらに対する回答 等
F021d	請願、陳情又は要望等 (F021tに掲げるものを除く。)	(1)受領・回答等	—	1 年	廃棄	請願の事項を所管する官公署に提出された請願法第 2 条の文書 等
F022d	外部(他の行政機関を含む。)からの照会等	(1)照会・回答等	—	1 年	廃棄	依頼文書、提出資料、意見又は質問及びそれらへの回答 等 ※事実関係の問い合わせへの応答に当たる文書の保存期間は 1 年未満とすることができる。
F023t	審議会等における審議等のうち重要な経緯(他の項に掲げるものを除く。)	(1)開催準備等	二十九の項	10 年	移管	開催根拠、運営要領、開催経緯 等
		(2)審議等	二十九の項			諮問、議事の記録(開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容の記載が必要)、答申・報告等、審査請求に対する裁決等について年ごとに取りまとめたもの 等
F023d	審議会等における審議等に関するもの (F023tに掲げるものを除く。)	(1)開催準備等	—	10 年	廃棄	議事進行表や座席表など審議内容又は意思決定に影響のない文書 等
F027d	調査統計若しくは業務統計若しくは加工統計又は調査研究の実施(他の項に掲げるものを除く。)	(1)立案の検討	—	10 年	廃棄	計画書、仕様書 等
		(2)実施	—			委託先の事業者との調整、ヒアリングの記録、調査票 等
F027t	調査統計若しくは業務統計若しくは加工統計又は調査研究の結果(他の項に掲げるものを除く。)	(1)集計・報告等	—	10 年	移管	報告書 等

F031d	ポスター等の広報資料	(1)広報	—	5 年	廃棄	ポスター、パンフレット 等 ※ただし、表下 6. に掲げる資料は移管とすること。 ※ウェブサイト及び SNS については、内閣府大臣官房公文書管理課長通知 2-1 を参照。
F033d	保存期間表及び行政文書ファイル管理簿	(1)作成・整理・保存	三十の項	常用	廃棄	保存期間表、行政文書ファイル管理簿 等
F034d	文書の受付の記録	(1)受付	三十一の項	5 年	廃棄	受付簿 等
F035d	決裁の記録	(1)決裁	三十二の項	30 年	廃棄	決裁簿 等
F036t	行政文書の移管・廃棄の記録	(1)移管・廃棄	三十三の項	20 年	移管	移管・廃棄簿 等
F036d	非定型的な一年未満文書の行政文書ファイル等の廃棄に関する記録	(1)廃棄	—	5 年	廃棄	非定型的な一年未満文書の行政文書ファイル等の廃棄に関する記録 等
F037d	個人情報ファイル簿	(1)作成	—	常用	廃棄	個人情報ファイル簿 等
FF その他の事項（公害紛争の処理、土地利用調整関係）						
FF001t	公害紛争の処理に関する重要な経緯	(1)委員会による審査	—	10 年	移管	事件記録 等 ※歴史資料として重要な事件に関するもの
FF001d	公害紛争の処理及びその経緯	(1)委員会による審査	—	10 年	廃棄	申請書、答弁書、準備書面、書証、尋問調書、調停期日調書、審問期日調書、決裁文書 等
FF002t	公害紛争の処理に関する裁定等	(1)終結	—	20 年	移管	あっせん成立調書の原本又は成立した合意の内容を証する書面、調停成立調書の原本、受諾勧告書に係る調停案の原本及び公害紛争の処理手続等に関する規則第 19 条第 3 項の通知書の写し、仲裁判断書の正本、裁定書の原本、申請の却下決定書の原本 （上記全てにその付属書類を含む。）

FF003t	公害紛争の処理に関する意見の申出等	(1)意見の申出	—	20 年	移管	意見の申出に関する文書 等
FF004t	土地利用調整のうち 鉱区禁止地域の指定に関する処理及びその経緯	(1)鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除	—	20 年	移管	申請書、審問書、専門家の報告書、意見照会書、公聴会に関する報告書、指定通知書、官報 等
FF005t	土地利用調整のうち 不服裁定に関する重要な経緯	(1)委員会による審査	—	10 年	移管	事件記録 等 ※歴史資料として重要な事件に関するもの
FF005d	土地利用調整のうち 不服裁定に関する処理及びその経緯	(1)委員会による審査	—	10 年	廃棄	申請書、答弁書、準備書面、書証、尋問調書、審問期日調書、決裁文書 等
FF006t	土地利用調整のうち 不服裁定に関する裁定	(1)終結	—	20 年	移管	不服裁定書の原本及び不服裁定申請の却下決定書の原本（その付属書類を含む。）
備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 1 審議会等 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第37条及び第54条に規定する審議会等、デジタル社会推進会議及び復興推進会議並びにその下に置かれた分科会、部会等の下部機関並びに懇談会等行政運営上の会合 2 閣議に付された案件 一般案件のほか、報告案件及び配付案件を含む。 3 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議 4 省議（これに準ずるものを含む。） 一の行政機関の大臣等で構成される会議 5 特定日 第15条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日） 6 決裁 文書管理システム等を用いて行政機関等としての意思決定を行うこと 7 財政法 財政法（昭和22年法律第34号） 8 行政手続法 行政手続法（平成5年法律第88号）						

- 9 情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）
- 10 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 11 予決令 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）
- 12 会計検査院法 会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）
- 13 政策評価法 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）
- 14 国有財産法 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）
- 15 請願法 請願法（昭和 22 年法律第 13 号）

2. 基準表の適用に当たって留意すべき事項

- (1) 基準表は、立場によって適用される箇所が異なることに留意する。また、移管については、主管する課室等の文書管理者が行うこととする。
 なお、施行令別表の規定と同様に、会計検査院が検査を実施する立場において保有する決算等に関する文書には適用されない。
 例)「質問主意書に対する答弁書等」について、20 年保存し、移管を行うのは当該答弁書の主作成を担った課室等の文書管理者であり、合議を受けた文書管理者等は「外部（他の行政機関を含む。）からの照会等」として扱うことが可能。
 例)「機構及び定員の要求等に関する重要な経緯」について、10 年保存し、移管を行う課室等の文書管理者は、省内で機構及び定員の要求の取りまとめを行う課室等の文書管理者であり、要求を提出した個々の原課は「機構及び定員の要求等（F007t に掲げるものを除く。）」として扱うことが可能。
- (2) 法第 3 条に規定する「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合」は、かかる部分について、基準表の適用はしないものとする。例えば、「職員の人事に関する事項」について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間や保存期間満了時の措置の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定によることとする。
- (3) 基準表の「具体例」欄は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを作成・保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- (4) 基準表に記載がないなど、基準表に当てはめることが困難な行政文書については、文書管理者は、基準表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。その際、保存期間満了時の措置については、1. に記載の【Ⅰ】～【Ⅳ】に該当するものが含まれる文書は移管とするものとする。なお、基準表の複数の項目に該当し、当てはめるに当たってなお判断に迷う場合には、保存期間の設定についてはより長いものを、保存期間満了時の措置については移管とするものを選択することが望ましいことに留意する。

3. 政策単位での保存期間満了時の措置

- (1) 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活

かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、１．に記載の【Ⅰ】～【Ⅳ】に照らして、上記表で「廃棄」とされている事項（業務類型）に該当する場合も含め、原則として移管するものとする。

（災害及び事故事件への対処）

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157 や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空 123 便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件（オウム真理教対策）など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

（我が国における行政等の新たな仕組みの構築）

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

（国際的枠組みの創設）

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020 年東京オリンピック・パラリンピック等

（革新的又は先端的な技術の研究開発）

スーパーコンピュータ、衛星技術等

(2) 領土・主権に関連する文書については、１．の【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

4. 昭和 27 年度までに作成・取得された文書

昭和 27 年度までに作成・取得された文書（日本国との平和条約（昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。）は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

5. 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

(1) 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(2) 重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用

法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

6. 広報資料

移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。

7. 注意事項

- (1) 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- (2) 基準表において「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.【Ⅰ】～【Ⅳ】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある（例：国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等）。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。